

# 保険法改正に伴う保険業法への対応

---

平成19年11月8日  
金融審議会専門委員  
松澤 登

## 検討の視点

目指すべき方向性

### ➤消費者保護の確保

ー変化する環境に応じた過不足のない消費者保護を可能とする

### ➤消費者利便の向上

ー創意工夫により商品・サービスのイノベーション促進

実現する監督の方策として

- 個別の商品特性や消費者ニーズを踏まえない一律的なルール付けは消費者保護・消費者利便の向上に合致しない場合がある。
- 会社として内部態勢整備を行い、経営の自発性によって消費者保護を目指して経営を行わせる監督の方策がこれまで採用され、各社において内部態勢が整備されてきていることを踏まえてルール付けの要否やその内容を検討すべき。
  - ー監督指針により保険会社が整備すべき態勢が網羅的に定められている。
  - ー生保協会の取り組みとして、①自主ガイドラインの策定、②各社の好取組事例の共有化を行っている。

▶「主な論点(案)」を踏まえ、以下の視点より具体的論点設定を行った。

- I 保険法における概念等の変更や定義の明確化により保険業法の対応を検討
- II 提案項目について、既に保険業法等に規律が存在する場合その内容を検証
- III 保険法と保険業法の守備範囲の変更が提案されているものを検討

### 主な論点

### 重要と考える課題

① 保険の意義

保険法に「保険」の定義が入ることの保険業法への影響 (I)

② 保険募集

保険業法283条、309条を保険法に移すことについてどう考えるか (III)

③ 保険金支払

保険金支払に関する保険業法の規律の検証 (II)

④ 現物給付

現物給付型生命保険を保険業法上どう位置付けるか (I)

⑤ 保険料積立金等の支払

解約返戻金の開示規制のあり方の検証 (II)

⑥ 未成年者の死亡保険

モラルリスク防止の取り組みの検証 (II)

⑧ 傷害・疾病保険契約に関する規律の創設

傷害・疾病保険契約に関する規律が設けられることの保険業法への影響 (I)

**論点 ①**

保険の意義 < 保険法に「保険」の定義が入ることの保険業法への影響 >

**論点 ⑧**

傷害・疾病保険契約に関する規律の創設

< 傷害・疾病保険契約に関する規律が設けられることの保険業法への影響 >

保険業法と保険法とは法の目的が異なり、保険法上の改正の議論が保険業法上にそのまま反映されるものではない

**保険業法**

- ▶ 保険会社の業務の健全かつ適正な運営を確保することが目的であり、この視点から保険業の定義や生損保会社の保険の引受範囲を定めている

**保険法**

- ▶ 契約当事者間（契約者等と保険会社）の権利関係を適切に規律することが目的であり、この視点から保険の意義や保険契約の類型が定められる

**対応の方向**

- ▶ 保険法上の「保険」の定義や傷害・疾病保険の位置付けの如何にかかわらず、現行保険業法の枠組みを維持する方向で検討すべき。

## 論点②

保険募集 < 保険業法283条、309条を保険法に移すことについてどう考えるか >

- 283条は保険会社の賠償責任を定めるが、同時に保険会社と募集人(代理店)の関係を規律



- 販売チャネル制度にかかる規制と一体として保険業法に存置する意義がある

### <参考> 英国の事例

- 生保分野における乗合代理店は原則として認可業者となり、独自の内部管理態勢を構築し、自律的な運営を行う必要がある。
- 不適正販売の責任も代理店自身が負う(逆に専属代理店は独立業者となることを選択しない限り、保険会社が責任を負う)
  - ー 以上は金融サービス法およびそのルールを定めたFSAハンドブックで規律されている

- 309条では保険商品の種類等によって異なる規律が適用

- ✓ 例えば短期保険契約、自賠責保険、勤労者財産形成貯蓄契約等は、クーリングオフの対象外



業法で規定しておくことできめ細かい対応が今後とも可能となる。

### 対応の方向

- 保険業の発展に応じ柔軟に見直しを行うという観点より、283条、309条ともに保険業法に引き続き存置することが適切。

## 論点③

### 保険金支払 < 保険金支払に関する保険業法の規律の検証 >

H18/1

自主ガイドライン「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」(以下、「支払ガイドライン」)策定

H18/6

監督指針の「保険金等支払管理態勢」の拡充

H19/6

「支払ガイドライン」改正  
— 支払いに関する情報提供および請求漏れの防止に向けた態勢整備に関する改正

各社において内部管理態勢の整備が進められている

#### 監督指針・自主ガイドラインの要請

#### (参考)日本生命の主な取り組み例

##### 保険金支払管理態勢の確立

— 迅速・適切な支払のための基盤となる社内インフラ整備

- ▶ 「お客様サービス革新プロジェクト」に基づく、お客様サービス向上に向けた全社的な経営管理態勢の改善・強化
- ▶ 1,500億円規模のシステム投資枠を設定し、査定判断業務のシステムサポートを図る「次世代アンダーライティングシステム」の開発を推進、また基幹システムを抜本的に再構築し、「新統合システム」として平成23年度稼動に向けた開発を検討
- ▶ 事務・システム部門等への大幅な要員シフト(500名、H18・H19年度)

##### お客様への説明の充実

— 請求前、請求時、支払時の各段階での丁寧な説明

- ▶ 保険金等を支払える場合、支払えない場合の事例を解説した「保険金・給付金のお受取りについて」(冊子)を作成し、お客様訪問活動を通じて全契約者に配布
- ▶ ご契約者に年1回お送りする「ご契約内容のお知らせ」について保険金等を漏れなくご請求いただけるよう内容を充実し、保険金・給付金の請求対象となる代表的な事例のご理解を深めるための「注意喚起ビラ」を同封
- ▶ 請求をお受けした際に、お客様ご自身で契約内容をご確認できる仕組み(「セルフチェックシート」)を新設
- ▶ 支払時に通院給付金請求注意喚起ビラを交付

##### 苦情等への対応体制確立

— 個別案件の適正な事後対応  
— 苦情を業務改善へ反映

- ▶ 長期未解決案件や緊急案件のうち、「支払査定」に関するものについては、社外の視点を加えた適正なチェック体制を構築する観点から、社外弁護士を審査会長とする「支払サービス審査会」にて審査を実施
- ▶ 「お申出制度」を創設し、お客様からの再審査のお申出に対して社外弁護士を紹介し、お客様に無料で相談いただける体制を整備
- ▶ 「苦情」「お客様の声」を経営改善につなげる社内態勢の構築(ex.経営層が中心となる委員会運営)

#### 対応の方向

- ▶ 一律的なルール設定ではなく、迅速かつ適切な保険金支払に向け、今後とも各社が自己責任のもと主体的・継続的に態勢整備に取り組んでいくことが重要。

## 論点④

現物給付 < 現物給付型生命保険を保険業法上どう位置付けるか >

保 険 法	保険業法の対応	意 義	
現物給付を生命保険の定義に含ませる方向で提案されている	<案Ⅰ> 対応しない	生保会社は一切引き受けられない(一方で共済は引き受けられる)。	<p>▶例えば、老人ホームの入居権を終身給付するような保険は経済的に終身年金と類似する商品であり、イコールフットイングおよび消費者保護の観点から案Ⅲとすべき。</p> <p>▶上記を前提とした課題は以下の通り。</p> <p>①価格下落リスクや特定物給付という特性を踏まえ消費者利益を損なわないための対応</p> <p>②価格の上昇リスクを踏まえ保険会社の適正なリスク管理の実施</p> <p>⇒①②とも、各社の内部管理態勢において、商品設計による対応(下記例参照)や商品に応じたリスク管理手法の構築を行い、当局認可の中で適切性が確認されることが妥当</p> <p>(例)老人ホーム入居決定後に加入する即時払い商品とするなど</p>
	<案Ⅱ> 付随業務として規定	生保会社は保険として引き受けられない。	
	<案Ⅲ> 生命保険業の定義に含ませるよう改正	生保会社が保険として引き受けられる。	

## 対応の方向

▶業法上の生命保険業の定義に含めることを検討すべきであり、また適切なリスク管理等の規制は態勢整備の中で確保することが妥当。

## 論点⑤

### 解約返戻金の開示 < 解約返戻金の開示規制のあり方の検証 >

#### 業法の開示規定の目的

一 消費者の適切な商品選択のため

#### その際の視点

一 いかにかに消費者に理解を求めるか

< less is more の考え方が妥当 >

✓「消費者は、…商品内容を十分に理解した上で、自己責任原則のもと、主体的に自らのニーズに合致した保険商品を選択・購入することとなる。その前提として、…、購入するか否かを合理的に判断できるよう、保険会社から消費者に適切な情報提供が行われる必要がある。」

✓「以下のような施策が有効と考えられる。」

(イ) 一般的な消費者であれば理解しようとする意欲を失わない程度の情報量に限定した重要事項を定めること

(H17.7.8 「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」 中間論点整理より抜粋)

➤ 現行実務では、解約返戻金の考え方および具体的な金額を右記のように記載している

➤ 解約返戻金の算定は統計数値や複雑な算式が元になっているため、必ずしもより詳細な開示が消費者の理解を深めるとは限らない

【日本生命の事例】

書 面	交付タイミング	内 容 (詳細は次葉参照)
注意喚起情報	募集時	解約返戻金の考え方(払込保険料を下回ることの注意喚起)
将来受取額表	募集時	解約返戻金の具体的な金額
ご契約のしおり	募集時	解約返戻金の考え方(イメージ図)
保険証券例表	契約締結時	解約返戻金の具体的な金額

## 対応の方向

➤ 解約返戻金については、今後とも消費者の適切な商品選択に資する開示に取り組んでいくことが重要。

注意喚起情報

(募集時に交付)

お申込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払いや保険事業の運営経費にあてられますので、解約払戻金額は、一般的にはお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。(ゼロとなる場合もあります。)  
また、ご契約の内容によっては、ご加入から保険金のお支払事由が生じるまでの期間により、お支払いする保険金額がお払込保険料の合計額を下回ることがあります。

将来受取額表

(募集時に交付)

将来受取額のご説明

ご契約者 日生 太郎 様  
被保険者 日生 太郎 様  
生年月日 昭和51年 3月14日 契約年齢 32歳 男性 提案書番号 6988286-0008-01

提案書作成日 平成19年10月23日  
計算基準日 平成19年11月 1日

ロングランEX

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
経過	死亡・高度障害保険金	年間保険料	累計保険料	解約払戻金	累計ポイント数	5年ごと積立配当金	減価時配当金	解約時受取額合計	備考	
年 歳	万円	約 万円	約 万円	約 万円	約 ポイント	例① 万円	例② 万円	例③ 万円		
1	33	2,000.0	26.3	26.3	0.6	25	0.0	0.0	0.0	0.6
2	34	2,000.0	26.3	52.7	4.1	49	0.0	0.0	0.0	4.1
3	35	2,000.0	26.3	79.1	30.4	77	0.0	0.0	0.0	30.4
4	36	2,000.0	26.3	105.5	43.5	107	0.0	0.0	0.0	43.5
5	37	2,000.0	26.3	131.9	57.4	146	0.2	0.4	0.1	57.6
6	38	2,000.0	26.3	158.2	71.7	183	0.2	0.4	0.1	72.0
7	39	2,000.0	26.3	184.6	86.0	228	0.2	0.5	0.1	86.4
8	40	2,000.0	26.3	211.0	99.9	270	0.2	0.5	0.1	100.2
9	41	2,000.0	26.3	237.4	113.7	319	0.2	0.5	0.1	114.1
10	42	2,000.0	26.3	263.8	127.1	365	0.7	2.0	0.5	128.1
11	43	2,000.0	26.3	290.2	138.6	418	0.7	2.0	0.5	139.5
12	44	2,000.0	26.3	316.5	149.3	470	0.7	2.0	0.5	150.3
13	45	2,000.0	26.3	342.9	159.8	524	0.7	2.1	0.5	160.8
14	46	2,000.0	26.3	369.3	169.4	580	0.7	2.1	0.5	170.4
15	47	2,000.0	26.3	395.7	178.3	636	1.7	4.9	1.0	180.4
16	48	2,000.0	43.2	438.9	192.8	695	1.7	5.0	1.0	194.9
17	49	2,000.0	43.2	482.1	215.4	766	1.7	5.1	1.0	217.5
18	50	2,000.0	43.2	525.3	239.1	849	1.7	5.1	1.0	241.2
19	51	2,000.0	43.2	568.6	260.9	940	1.7	5.2	1.0	263.1
20	52	2,000.0	43.2	611.8	281.3	1,042	3.2	10.3	1.9	285.1

ご契約のしおり

(募集時に交付)

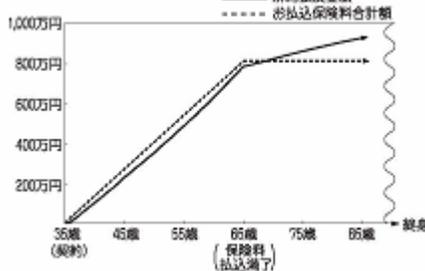
ご契約後のお取扱いについて

### 19. 解約と払戻金について

生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、証券作成、維持管理等の経費）にそれぞれあてられます。したがって、解約の額にお戻しできる金額は、多くの場合お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。

なお、解約払戻金の額は保険の種類、契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。

【ご契約例】  
「ニッセイ終身保険」[全期型]  
保険料払込満了年齢65歳  
月払 基本保険料率(レギュラーステージ)  
被保険者契約年齢35歳、男性  
主契約保険金額 1,000万円



保険証券例表

(契約締結時に交付)

【解約払戻金額表】証券作成日現在のご契約内容に  
もとづく概算金額で社員配当金は含みません。

経過年数	払戻金額
1年	202,200円
2年	240,500円
3年	326,300円
4年	388,700円
5年	453,200円
10年	786,400円
20年	1,347,800円
30年	1,968,300円
40年	2,084,500円
50年	1,788,500円

・契約内容を変更した場合、払戻金額は変わります  
・災害・医療関係特約等の所定の事由に該当時は、払戻金額が表示の金額を下回ることがあります。

## 論 点 ⑥

### 未成年者の死亡保険 < モラルリスク防止の取り組みの検証 >

保険犯罪は社会的に許されず、保険会社にとっても大きなダメージとなる。

➢ 保険犯罪は保険金額がいくらなら起こらないというものではなく、総合的な対策が必要。

➢ 一方、消費者ニーズは様々であり、消費者属性、商品の性格、また消費者物価の動向などによっても必要な保険金額は異なってくる。

#### 新商品の開発にあたって

➢ 保障性の程度等商品の性格  
+

➢ 対面販売かどうかという販売チャネルの性格

➢ 危険選択(医師扱いor告知扱い)の方法や年齢を踏まえた付保金額上限の設定

#### 未成年者特有の取扱い

✓ 保障性の強い高額商品制限

< 監督指針Ⅳ-1-8 等 >

#### 実際の販売にあたって

➢ 加入経路の確認  
➢ 面談や質問による選択  
➢ 契約者の収入・職業  
➢ 被保険者と受取人との関係の制限  
➢ 自主的金額制限実施  
➢ 現地調査

#### 未成年者特有の取扱い

✓ 親の付保金額との関係を確認

< 監督指針Ⅱ-3-5-1-2 等 >

## 対応の方向

➢ 保険犯罪を的確に防止しつつ、消費者ニーズに柔軟に応ずるためには、社内態勢整備を基礎としつつ各社が継続的な努力を払っていくことの重要性を踏まえた検討が重要。